

避難行動ガイド

柴田町では、皆さんの生命に危険が及ぶと判断した場合、第1段階「避難準備・高齢者等避難開始」、第2段階「避難勧告」、第3段階「避難指示(緊急)」を順次発令し、皆さんに避難を促します。

避難とは・・・

避難は、災害から命を守るための行動であり、次のように立ち退き避難と垂直避難があります。

1	2	3	4
指定避難所・指定避難場所への移動	警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難(公園、親戚や友人の家など)	近隣の強固で高い建物などへの移動	建物内の安全な場所での待避(家屋内での垂直避難) <small>やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害対策には、斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。</small>
屋外が安全で移動できる状態のとき			屋外が危険な状態のとき

避難行動に関する行政発令の種類と、住民のみなさんの対応

避難勧告などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難勧告」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「**自主避難**」をお願いします。

区分	立ち退き避難など住民のみなさんの行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立ち退き避難をする。 要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で自宅から立ち退き避難をする。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 非常時の際の持ち出し品をもって、自宅から立ち退き避難をする。
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告を行なった地域のうち、立ち退き避難がまだの人に、立ち退き避難を指示する。 立ち退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内の2階などで安全を確保する。

※「**自主避難**」とは・・・避難勧告などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食料、飲物、日用品、常備薬などを持参するようにしてください。

特別警報をご存知ですか？

特別警報は、大規模な災害の発生が切迫していることをお知らせする新しい警報です。

特別警報の発表基準(柴田町が該当するもの)

現象の種類	基準
大雨	①台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 ②数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

地震警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)

特別警報が発表されたら

- ・尋常でない大雨や暴風等が予想されています。
- ・重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ・ただちに身を守るために最善を尽くしてください。